

改正前	改正後	備考
<p>3. プロセス評価委員会の審議手順</p> <p>(1)～(6)、(8) (略)</p> <p>(7) 民間規格の見直し</p> <p>リスト化された民間規格を作成した民間規格等作成団体は、リスト化された時点から少なくとも5年以内に当該規格の改定、廃止及び確認のいずれかによる見直しを行い、その内容について事務局に連絡する。</p> <p>事務局は、連絡の有無を含め見直し内容を確認のうえ、本委員会へ報告する。</p> <p>改定：引用法令等の改正、最新技術の取り込み等により規格の修正を行うこと。</p> <p>廃止：規格の必要がなくなったため廃止すること。</p> <p>確認：規格の内容を修正することなく継続して使用できること。</p>	<p>3. プロセス評価委員会の審議手順</p> <p>(1)～(6)、(8) (略)</p> <p>(7) 民間規格の見直し</p> <p>リスト化された民間規格を作成した民間規格等作成団体は、リスト化された時点から少なくとも5年以内に当該規格の改正、廃止及び確認のいずれかによる見直しを行い、その内容について事務局に連絡する。</p> <p>事務局は、連絡の有無を含め見直し内容を確認のうえ、本委員会へ報告する。</p> <p>改正：引用法令等の改正、最新技術の取り込み等により規格の修正を行うこと。</p> <p>廃止：規格の必要がなくなったため廃止すること。</p> <p>確認：規格の内容を修正することなく継続して使用できること。</p>	<p>(7) 規則第28条に規定する規格の見直しは、改正、廃止、確認と定義していることから、改定を改正に修正する。</p>
<p>附属書1 審査申請する規格基準類の要件 (チェックリスト)</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 当該規格の制改定に関する委員のバランス</p> <p>当該規格の制改定に関する委員の分野とは、少なくとも次の三つの分野を指し、特定の分野の委員が1/3を超えていないこと。</p> <p>1) 関連する製品の生産者又はサービスの提供者</p> <p>2) 製品又はサービスのユーザー</p> <p>3) 一般的な利害関係者</p> <p>4. ～ 5. (略)</p> <p>6. コンセンサスに対するエビデンス</p> <p>規格策定プロセスにおいて、コンセンサスが得られた状態となるまでの審議手順について明確化されており、またその過程が正しく進められたことについて、議事録などでエビデンスが確認できるものであること。</p> <p>ここにおいてコンセンサスが得られた状態とは、全ての視点、意見に対しての議論検討が完了し、その解決のための努力がなされた時点を言う。</p> <p>7. 不服の申し立て</p> <p>規格の策定プロセスにおいて、倫理に反する行為、作為又は不作為等の手続上の問題に対する異議があった場合は、その異議の申し立てを受け付け、第三者が公正に審議できる体制を整えていること。</p> <p>8. (略)</p> <p>9. 規格の維持管理責任</p> <p>規格の改定見直しが少なくとも5年に一度実施され、今後もその改定見直しが継続できること。</p>	<p>附属書1 審査申請する規格基準類の要件 (チェックリスト)</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 当該規格の制改定に関する委員のバランス</p> <p>当該規格の制改定に関する委員の分野とは、少なくとも次の三つの分野を指し、特定の分野の委員が1/3を超えていないこと。</p> <p>1) 関連する製品の生産者又はサービスの提供者</p> <p>2) 製品又はサービスのユーザー</p> <p>3) 一般的な利害関係者</p> <p>4. ～ 5. (略)</p> <p>6. コンセンサスに対するエビデンス</p> <p>規格の制改定プロセスにおいて、コンセンサスが得られた状態となるまでの審議手順について明確化されており、またその過程が正しく進められたことについて、議事録などでエビデンスが確認できるものであること。</p> <p>ここにおいてコンセンサスが得られた状態とは、全ての視点、意見に対しての議論検討が完了し、その解決のための努力がなされた時点を言う。</p> <p>7. 不服の申し立て</p> <p>規格の制改定プロセスにおいて、倫理に反する行為、作為又は不作為等の手続上の問題に対する異議があった場合は、その異議の申し立てを受け付け、第三者が公正に審議できる体制を整えていること。</p> <p>8. (略)</p> <p>9. 規格の維持管理責任</p> <p>規格の見直しが少なくとも5年に一度実施され、今後もその見直しが継続できること。</p> <p><u>また、保安検査の方法として改正版が承認されるにあたり、過去に承認された旧版の有効期限をあらかじめ明確に定めていること。</u></p>	<p>3. 規則第1条ほか規定する民間規格団体が行う規格の制改定プロセスを評価する趣旨であるため、当該規定に併せて、改訂を改定に修正する。</p> <p>6. 策定は制改定に包含されるものとして、修正する。</p> <p>7. 策定は制改定に包含されるものとして、修正する。</p> <p>9. ①“改定”の削除</p> <p>規則第28条に規定する規格の見直しは、改正、廃止、確認と定義していることから、改定を削除する。</p> <p>②“旧版の有効期限”に関する追記</p> <p>第6回委員会にて審議したとおり、改正版が承認された後も旧版が有効となる期間(経過措置として承認した民間規格リストに掲載される期限)を申請者に明示させるため、規格の維持管理に関する規定として追記するもの。</p>